

## 【27用 語】

【往来…おうらい】行き来すること、通行、「往来手形」の略  
【拝礼…はいれい】礼をすること、拝むこと、神社仏閣に参拝すること

【相違…そうい】間違い、決まりに背くこと、違反、異議

【町在…まちざい】町方と在方（村方）

【一宿…いっしゆく】一晚宿泊すること

【慈悲…じひ】あわれみ、情け

【取置…とりおく】処置する、処分する、埋葬する

## 【27解 説】

「往来手形」は、往来・往来切手・過書などとも言い、商用や廻国参詣などで他所へ出かける百姓・町人・商人らが、諸国の関所・番所の通行や旅宿での宿泊などを許可してもらったための身元証明書のことである。発行者は主として本人の檀那寺または名主・庄屋などの村役人であり、関所を通過する際には別に関所手形が必要であったとされる。

本文書は、高崎藩主松平氏の所領であった群馬郡元惣社村（現、前橋市）の百姓親子が天保十年（一八三九）、諸国の神社仏閣を参詣するにあたって、同村の名主が発行した往来手形の写しである。宛て先は諸国の関所役人・宿役人・村役人とあり、内容は関所の通行許可願いをはじめ、旅の途中で日が暮れた場合の宿泊依頼、さらに病気などで死去した際は、その地での埋葬依頼について記していることがわかる。なお、往来手形は本来、旅行者が立から帰国するまで常に携帯すべきものであった。